

## 議案第170号

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年11月28日提出

渋川市長 高木 勉

### 渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例（平成18年渋川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 19 令和元年度に限り、第4条第1項の規定による12月1日を基準日とする市長の期末手当の額は、同条の規定により算出した期末手当の額から100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の渋川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

#### 理 由

市民会館耐震補強及び改修工事の工期延長に伴い、各種イベントのスケジュールや会場の変更が行われ、市民等の文化活動に影響が生じたことを鑑み、市長の期末手当の減額措置を講じたいので、所要の改正をしようとするものである。

澁川市長及び副市長の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～18 (略)</p> <p><u>19 令和元年度に限り、第4条第1項の規定による12月1日を基準日とする市長の期末手当の額は、同条の規定により算出した期末手当の額から100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u></p>	<p>附 則 1～18 (略)</p>